

兵庫県公報

令和4年9月6日 火曜日 第343号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|----------------------------------|-----|
| ○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 1 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 土地改良区の解散認可（同） | 3 |
| ○ 土地改良区清算人の就任の届出（同） | 3 |
| ○ 土地改良事業計画の変更の認可（同） | 3 |
| ○ 県営土地改良事業の工事の完了（同） | 4 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 4 |
| ○ 道路の位置指定（但馬県民局） | 5 |
| 公 告 | |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 同 上（北播磨県民局） | 6 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 | 6 |

告 示

兵庫県告示第1037号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 検査実施区域 | 検査実施期日 | 検査実施場所 |
|-------------|---|---------------|
| たつの市、揖保郡太子町 | 令和5年3月10日（金）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） | その皮革面積計の所在の場所 |

兵庫県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

山東南部土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 | 澤 田 豊 生 | 丹波市春日町東中1021番地 |
| 同 | 芦 田 至 | 同 市春日町国領671番地 |
| 同 | 細 見 滋 樹 | 同 市春日町国領1571番地 |

| | | | |
|----|--------|---|---------------|
| 同 | 秋山 睦 | 同 | 市春日町国領350番地 |
| 同 | 坂本 敬典 | 同 | 市春日町国領1751番地2 |
| 同 | 山本 富仁雄 | 同 | 市春日町棚原60番地 |
| 同 | 本庄 猛 | 同 | 市春日町棚原710番地 |
| 同 | 近藤 憲生 | 同 | 市春日町棚原1216番地1 |
| 同 | 近藤 弘 | 同 | 市春日町棚原1289番地 |
| 同 | 山本 賢一 | 同 | 市春日町棚原1583番地 |
| 同 | 伴仲 壽美雄 | 同 | 市春日町棚原1917番地 |
| 同 | 畑 正幸 | 同 | 市春日町野村1378番地 |
| 同 | 尾松 賢作 | 同 | 市春日町野上野1825番地 |
| 監事 | 細見 和正 | 同 | 市春日町国領1214番地 |
| 同 | 秋山 亨 | 同 | 市春日町棚原2025番地 |

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

氏名

石井 田鶴子

坂木 浩明

秋山 睦

細見 滋樹

田村 長治郎

河津 寛

近藤 悟

荻野 朝雄

久下 治男

秋山 英樹

津田 毅彦

中野 敏彦

大槻 義貴

坂本 常勝

津田 英司

住所

丹波市春日町東中905番地

同 市春日町国領668番地

同 市春日町国領350番地

同 市春日町国領1571番地

同 市春日町国領1772番地

同 市春日町棚原311番地1

同 市春日町棚原1203番地

同 市春日町棚原1183番地1

同 市春日町棚原1373番地1

同 市春日町棚原1762番地1

同 市春日町棚原1872番地1

同 市春日町七日市293番地

同 市春日町野村2337番地

同 市春日町国領1964番地1

同 市春日町棚原2011番地2

兵庫県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|-------------|----------|
| 神戸市平野町土地改良区 | 令和4年8月4日 |

兵庫県告示第1040号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|------------|-----------|
| 神戸市井吹土地改良区 | 令和4年7月25日 |

兵庫県告示第1041号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|-----------|
| 荒原土地改良区 | 令和4年7月27日 |

兵庫県告示第1042号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
 令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|-----------|
| 松山土地改良区 | 令和4年7月25日 |

兵庫県告示第1043号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。
 令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

松山土地改良区

| 氏名 | 住所 |
|---------|----------------|
| 松ヶ下 正 人 | 姫路市林田町松山814番地 |
| 井 口 務 | 〃 市林田町松山289番地 |
| 金 輪 勘 二 | 〃 市林田町松山238番地 |
| 松ヶ下 芳 則 | 〃 市林田町松山643番地 |
| 嘉ノ海 敏 明 | 〃 市林田町松山931番地 |
| 橋 本 一 良 | 〃 市林田町松山657番地 |
| 村 上 新 内 | 〃 市林田町六九谷65番地2 |
| 藤 井 俊 一 | 〃 市林田町松山468番地 |
| 松ヶ下 貴 樹 | 〃 市林田町松山844番地 |
| 山 本 昇 | 〃 市林田町六九谷56番地2 |

兵庫県告示第1044号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | | | |
|----------|--------|-------|----------|
| 土地改良区の名称 | 事業名 | 地区名 | 認可年月日 |
| 上八木土地改良区 | 維持管理事業 | 上八木地区 | 令和4年7月4日 |



兵庫県告示第1045号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名 | 地区名 (工区名) | 地域名 | 工事着手 年月日 | 工事完了 年月日 | 備考 (事業内容) |
|--------------------------|-----------------|-------------------------------------|-------------|-------------|--------------|
| 農地整備事業 (経営体育成型) | 新田 (換地1工区) | 南あわじ市北阿万新田北 | 平成24.9.15 | 平成29.9.29 | ほ場整備 |
| 同上 | 新田 (換地2工区) | 同 市北阿万新田北、北阿 万新田中、北阿万筒井、賀集福 井 | 平成24.9.13 | 平成29.9.29 | ほ場整備 |
| 同上 | 新田 (換地3、4工区) | 同 市北阿万稲田南、北阿 万新田中 | 平成26.9.12 | 令和3.8.31 | ほ場整備 |
| 同上 | 新田 (換地5工区) | 同 市北阿万筒井 | 平成30.3.29 | 令和3.8.31 | ほ場整備 |
| 農村地域防災減災事業 農業基盤整備促進事業 | 河上 | 洲本市五色町鮎原南谷・三野畑 | 平成27.5.15 | 令和4.1.17 | ため池6カ所 |
| 農村地域防災減災事業 | 宇原 | 同 市宇原 | 平成27.12.1 | 令和4.1.12 | ため池2カ所 |
| 同上 | 太郎池・皿池 | 同 市物部、上物部 | 平成28.5.24 | 平成31.3.29 | ため池2カ所 |
| 同上 | 中池 | 淡路市王子 | 平成30.3.23 | 令和3.5.31 | ため池1カ所 |
| 同上 | 御手洗池 | 同 市岩屋 | 平成30.3.20 | 令和4.3.4 | ため池1カ所 |
| 同上 | 新池(久留麻) | 同 市久留麻 | 令和元.10.10 | 令和4.2.25 | ため池1カ所 |



兵庫県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年9月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年9月6日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|-------|----|-----------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-------------|--|---|-----------------------------------|----------------|-----|
| 県道 養父宍粟線 | 宍粟市一宮町福中宇マエタ106番1から 同市一宮町福中宇ワタリセ171番1まで | 旧 | 6.0から 9.0まで | 146.0 | |
| | | 新 | 6.0から 9.0まで 8.0から 20.0まで | 146.0 153.0 | 迂回路 |



兵庫県告示第1047号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号 | 指定年月日 (令和年月日) | 位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------|------------------|--|--------------|--------------|
| 第R04但馬位置 0007号 | 4.8.22 | 豊岡市立石字ヒヂグチ43番7、44番2の一部、44番3、46番1の一部、46番3の一部、43番7地先里道 同市神美台34番の一部、35番の一部 | 6.74~7.46 | 85.17 |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡5丁目109番1、109番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区海岸通5番地 商船三井ビル
株式会社UNITE 代表取締役 尾住豪大
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年4月26日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-4号（4稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市金ケ田町31番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町阿弥陀2117番地の2
松本拓実

3 許可年月日及び許可番号

令和4年5月13日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-6号（4高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市匠台3番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市淀川区西宮原一丁目8番24号

阪和工材株式会社 代表取締役 田川竜介

3 許可年月日及び許可番号

令和4年8月2日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-8-2号（3小野）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月6日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第28号様式その1備考4(2)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第28号の2様式備考4(2)ア中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

第29号様式備考4(2)ア中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

第30号様式その1（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その2（別紙）備考1ア中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式その2（別紙）備考1イ中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(1)中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(2)中「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。